

建設業労働災害防止協会 富山県支部 御中

平成 28 年 7 月 28 日
富 山 労 働 局
北陸信越運輸局富山運輸支局
(一社) 富山県トラック協会

リーフレットの周知のお願い

～荷主の皆様へ ご存知ですか？トラックドライバーの労働時間のルールを～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ち時間や契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しいものとなっており、人材確保の難しさにつながっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会は連携して、経済産業省や農林水産省の協力も得ながら、トラック業界の長時間労働の抑制に向けて、検討・対策を進めているところです。

また富山県においても、富山労働局、北陸信越運輸局富山運輸支局及び（一社）富山県トラック協会の3者が事務局として、学識経験者、荷主、トラック運送事業者及び行政機関などにより構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善富山県地方協議会」（以下「富山県地方協議会」という）を設置し、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図っていくこととしております。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」がありますが、それを知らなかったという荷主企業の声も聞かれます。また、荷主の指示等を背景に、この告示に違反する過労運転等が見られる場合に、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」もありますが、その認知度もあまり高くないのが実情です。トラックドライバーの長時間労働の改善を行うには、荷主の皆様の協力が不可欠であり、その前提として、トラック運送に係る法令等の理解を深めていただくことが肝要です。

このため、富山県地方協議会より、トラックドライバーの長時間労働改善に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関するリーフレットをお送りいたしますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

このため、富山県地方協議会より、トラックドライバーの長時間労働改善に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関するリーフレットをお送りいたしますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解いただき、各団体・社内での周知等ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

富山労働局労働基準部 監督課

TEL 076-432-2730

北陸信越運輸局 富山運輸支局 輸送・監査部門

TEL 076-423-0893